令和6年度第1回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和6年11月5日(火)午後2時開会				
開催場所	北とびあ 901会議室(傍聴人定員:20名)				
出席委員	事業者団体関係者	堀田	秀一		
	事業者団体関係者	山本	哲哉		
	労働者団体関係者	伊藤	好麿		
	労働者団体関係者	江藤	学		
	学識経験者 (弁護士)	一瀬	太一	※職務代理者	
	学識経験者 (社会保険労務士)	髙木	博之		
	学識経験者(公契約関係の専門家)	沼田	良	※会長	
次第	1 開会				
	2 議題				
	(1) 北区長から東京都北区公契約審議会への諮問について				
	(2) 審議会会長の選出について				
	(3) 令和7年度労働報酬下限額の設定方法について				
	3 その他報告事項等				
	(1) 区内事業者の受注状況の報告について (工事)				
	(2) 連絡事項(報酬支払関係等)				
	4 閉会				
	(1) 次第				
	(2) 令和6年度東京都北区公契約条例スケジュール				
	(3) 令和7年度労働報酬下限額設定の勘案事項について				
1		(VC 47 E)	// / /		
	(4) 東京都の公共工事設計労務単				
	(4) 東京都の公共工事設計労務単 (5) 会計年度任用職員(事務補助	鱼価推移		について	
事前送付資料		鱼価推移		について	
事前送付資料	(5)会計年度任用職員(事務補助	鱼価推移		について	
事前送付資料	(5)会計年度任用職員(事務補助 (6)地域別最低賃金の全国一覧	色価推移コ)の賃	金推移		
事前送付資料	(5)会計年度任用職員(事務補助 (6)地域別最低賃金の全国一覧 (7)北区周辺の職種別賃金状況	4価推移 1) の賃 二関する	金推移 報告及		
事前送付資料	<ul><li>(5)会計年度任用職員(事務補助</li><li>(6)地域別最低賃金の全国一覧</li><li>(7)北区周辺の職種別賃金状況</li><li>(8)令和6年度の職員の給与等に</li></ul>	<ul><li>価推移</li><li>二関する</li><li>二数と内</li></ul>	金推移 報告及 訳	び勧告の概要	
事前送付資料	(5)会計年度任用職員(事務補助 (6)地域別最低賃金の全国一覧 (7)北区周辺の職種別賃金状況 (8)令和6年度の職員の給与等に (9)東京都北区公契約条例適用件	を価推移 回)の賃 に関する内 での設定	金推移 報告及 訳 方法に	び勧告の概要	
	(5)会計年度任用職員(事務補助 (6)地域別最低賃金の全国一覧 (7)北区周辺の職種別賃金状況 (8)令和6年度の職員の給与等に (9)東京都北区公契約条例適用件 (10)令和6年度労働報酬下限額	を価推移 回)の賃 に関する内 での設定	金推移 報告及 訳 方法に	び勧告の概要	
事前送付資料 席上配布資料	(5)会計年度任用職員(事務補助 (6)地域別最低賃金の全国一覧 (7)北区周辺の職種別賃金状況 (8)令和6年度の職員の給与等に (9)東京都北区公契約条例適用件 (10)令和6年度労働報酬下限額 (11)区内事業者の受注業況につ	を価推移 回)の賃 に関する内 での設定	金推移 報告及 訳 方法に	び勧告の概要	

発言者	議事内容
○事務局(千田契約管財課長)	(開会のあいさつ)
	最初に、定足数の確認でございます。 公契約条例の規定によりまして、審議会は委員の半数以上の 出席がなければ会議を開くことができないとされております が、本日は委員7名全員が出席しておりますので、定足数に達していることを確認させていただきます。 なお、本審議会の会議録は、発言者名を含めまして区のホームページで公開予定でございます。また、議事録作成のために会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。  (配布資料の確認)  それでは、本日、改選後の最初の審議会でございますので、 赤昌の自己紹介をしていただきたいと思います。お配りした名
	<ul><li>  委員の自己紹介をしていただきたいと思います。お配りした名</li><li>  簿の順に、着座のままで結構ですので、お願いいたします。</li></ul>
	沼田委員からよろしくお願いいたします。
○沼田委員	沼田です。よろしくお願いします。
○髙木委員	髙木です。どうぞよろしくお願いします。
○一瀬委員	一瀬と申します。よろしくお願いいたします。
○山本委員	山本です。よろしくお願いいたします。
○堀田委員	堀田と申します。お世話になります。
○伊藤委員	伊藤です。よろしくお願いします。
○江藤委員	江藤です。よろしくお願いします。
○事務局(千田契約管財課長)	(区側出席者の紹介)
○事務局(小宮山総務部長)	(開会のあいさつ)

○事務局(千田契約管財課長)

それでは、次第に沿いまして、議事に入らせていただきます。 まず、議題の1です。北区長からの諮問事項でございます。 本日、席上にお配りした区長からの諮問文をご覧ください。

(区長の諮問事項の確認)

○事務局(千田契約管財課長)

次に、議題の2です。会長の選出になります。公契約条例の 規定によりまして、審議会の会長につきましては、委員の互選 によりこれを定めるとされているため、会長の選出をお願いし たいと思います。委員の皆様からご意見ございますか。

髙木委員、お願いいたします。

○髙木委員

公契約専門家として、また北区の入札にも精通していらっし やる、経験豊富な沼田委員が適任かと思いますが、いかがでし ようか。

○事務局(千田契約管財課長)

ありがとうございます。

ただいま沼田委員を推薦される意見がありましたが、ほかの 委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○事務局(千田契約管財課長)

ありがとうございます。

皆さん、賛成ということなので、会長につきましては、沼田 委員にお願いしたいと思います。

それでは、沼田委員から会長の就任に当たって、一言ご挨拶 いただければと思います。

また、以降の議事進行につきましては、沼田会長にお願いい たします。

○沼田会長

(会長就任のあいさつ)

○沼田会長

では、議事に先立ちまして、公契約条例の第20条第3項に、 会長に事故があるとき、あらかじめ指名する委員がその職務 を代理するとの規定がございます。

職務代理者は会長が指名できることとなっていますので、指名させていただきます。

一瀬委員、お願いできますでしょうか。前回に続いてという

ことになりますけども、よろしくお願いいたします。 では、一瀬委員から一言ご挨拶をお願いします。

○一瀬委員

(職務代理者就任のあいさつ)

○沼田会長

ありがとうございます。

では、議事を進めてまいりたいと思います。

できるだけ短時間に中身の濃い審議をやりたいと思っていますので、ご協力をお願いいたします。

発言のときには前回もそうでしたけども、お名前を言ってから発言するというのを徹底していただきたいと思います。

それでは、まず事務局より議題3の説明をお願いいたしま す。

○事務局(千田契約管財課長)

(配布資料に沿って議題3の説明)

○沼田会長

ありがとうございます。

最初に、皆さんにお諮りしたいのが、今の説明の中で資料 2 のスケジュールです。

今年度の公契約条例関係のスケジュールについて何かご意 見がある方、いらっしゃいますか。このスケジュールどおりに 進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○沼田会長

では、このスケジュールどおりということにさせていただき、これを前提にして会議を進行させていただきます。

まず事務局にお伺いしますが、令和6年度の下限額の告示はいつでしたか。

○事務局(千田契約管財課長)

委託については12月に告示しています。工事については2 月中に告示いたしました。

○沼田会長

委託についての告示は12月に行うということで、事業者に も適切な積算をしていただくということが可能だと思います。

基本的には6年度と同様のスケジュールで行うのがいいと 思いますが、いかがでしょうか。

# (異議なし)

#### ○沼田会長

では、そのようにさせていただきます。

委託と工事を分けて委託を先に告示するとさせていただき ます。

では、次に議題3について、各委員から意見をお願いいたします。

# ○江藤委員

私のほうで資料を作ったものを用意してあるので、ご覧ください。今の建設業界の状況というところでお話しさせていただければなと思っております。

今、建設業界は、大変若手不足ということと高齢化が進んでいるということで、技能者が少なくなっています。私たち組合の中でも技能者がいないということで倒産をするような会社、仕事を受けられなくなっているような会社、そういったものも出ている状況です。

中段のほうに書かせていただいた北区での求人倍率7.09 倍となっています。ということは、北区のハローワークで求人 を出してもなかなか入ってくる募集がないという、それが今の 状態です。

そのために何をしないといけないかというところで、やはり 若手の賃金のアップをしていかないといけないではないかと いうところを訴えていきたいと思っています。

その中で、見習いなどの労働報酬下限額についてですが、今まで軽作業員の額を8時間で割り、70%を乗じた金額というのをほかの区も含めて算定しています。私が主張したいのは、これを職種別の70%に変えることはできないかというところを提案したいと思います。

軽作業員の単価に70%を掛けると1万2,320円になります。主要12業種の中の平均と比べても47.2%低く、普通作業員と比べても5,460円低くなっています。そういったところを鑑みて、できれば未熟練のところを上げていただきたいと思います。

この軽作業員という業種ですが、どんな作業するかというの が資料に書いてあります。本当に簡易な作業であったりとか、 そういったことをやるような形の作業員のことを軽作業員と いうところなので、決して見習いではないんです。

また、キャリアアップシステムというのが、今、国土交通省

で行われていて、大分登録数も増えてきました。その中で、レ ベル1というのが初級技能者、見習い技能者という形になりま す。

そこで見ていただきたいのが、このレベル別の年収です。見 習いつまりレベル1でいうと、通常とびで494万円ぐらいも らえるということになります。これは職種別単価に70%ぐら いを掛けると、もう少し低くなりますが、それくらいの金額を 国土交通省では推進しているところです。

そういったことを鑑みていただいて、ぜひ見習いについて は、職種別の70%の金額を検討していただけないかというと ころをご審議いただきたいと思っております。

今の提案について委員の皆様、何か意見はございますか。 ○沼田会長

> この審議会を始めたときに、見習いの賃金について会長のほ うからも質問されたと思いますが、私もやはり一本化ではなく て職種別に分けてやらないといけないんではという意味では

賛成します。

○沼田会長 手間をどうするかですよね。

○伊藤委員 それはありますね。

コストパフォーマンスを考えるとどうなのかなというのは ○沼田会長 ありますが、やってもいいとは思いますけど、何か意見はござ

いますか。堀田委員。

○堀田委員 工事の請負に関しての北区役所の発注は、大体請負で一式で 契約するわけで、それで請け負った会社がまた各下請、各職種 に発注しているわけです。

> その際は、例えば軽作業員が何名とか、熟練工が何名とか、 そういう契約をしませんので、一式幾らということで発注しま す。その辺の管理とか考え方が区の発注単価を比較検討という のはなかなか難しいわけです。

> 事細かに材料が幾ら、熟練工が何人、軽作業員が何人とか、 そういう形で下請との契約はいたしませんので、その辺をどう やって精査して追いかけていくかということが一つの課題な んだと思います。

○伊藤委員

○沼田会長 それは元請と下請の関係が問題なんですか。

○堀田委員 そうですね。それも一式幾らの総価ですから。

○沼田会長 そこも問題ですよね。

○堀田委員 ただ、それを事細かに契約していたら大変なことになる。

○沼田会長 もう区役所はパンクです。

○堀田委員 パンクになっちゃいます。ですから、この辺を反映するうまい方法とか、そういうことが皆さんで協議していかなければ、 審議というか、比較検討をしやすくなるなという、そういう仕

組み上の問題もございますね。

○山本委員 私、建設業ではないので、そういう積算の仕方はよく分から

ないんですが、確かに区からの発注は金額で発注され、あるいは入札があったりします。さっきの公共サービスと税金の関係ではないですけれども、工員の単価が上がるということは、その工事総額に収まりきらなくなる。そうなると、逆に工事の質が落ちかねないということも起こり得るんではないかと私は思っています。直接そういうことをやっていないので想像でし

かないですが、そういう現象も起こり得るんではないかと考え

てしまいます。

算するときに、下請業者も含めてどれぐらいの人数でというところを積算として考えて発注をされているのではないですか。そうしないと、そもそもこの設計労務単価で一日幾らぐらい、どれぐらいの人数で、どれぐらい作業員がいてというところまで見据えているんのではないんですか。それを見据えないで積

算はできるんですか。

○事務局(千田契約管財課長) 一応細かいところまでは、私も直接リストを作っているわけ

ではないのでわかりませんが、契約変更などを見ている限りでは、労務単価が上がれば、その分を引き上げることもやっておりますので、当然工事費の積算の際には、人件費の分は幾らで

6

あるというのは積算してやっていると思っております。

これは想像ですけど、基本的なところは公共工事設計労務単価なのかなと思います。そこが改定されれば契約変更で人件費上昇分も見ますので、公共工事設計労務単価が基礎となって人件費が算出されているものと思っております。

また、職種別というところでございますけども、それぞれの職種ごとに未熟練というか、見習いという方はいるかと思います。ただし、なかなかそこの区別というか、職種を分けるということ自体も難しい部分が実際にあるのかなというところもあります。工事だけではなく委託のほうも同じだと思っていますが、職種であまり細かく分けてしまうと、最低限というところの線を引くときに、どちらも厳しいのかなと事務局では考えております。

## ○江藤委員

北区の公契約条例では賃金台帳というのはチェックされていないので、職種別で90%だという宣伝をするというところにとどまっていると思います。最終チェックまでされてきていないので。実際に公契約条例違反がある場合、労働者が手を挙げるということになっていますので、そう考えた場合にはそこまでの手間があるかなと私は思うんですね。

例えば、賃金台帳を全てチェックしている区であれば、大変な手間になります。ただ、北区であればアンケート方式なので、そこまでの手間がかかるものとは考えられないと思いますが、どうでしょうか。

#### ○事務局(千田契約管財課長)

もちろん、区の手間もそうですが、事業者側の方の手間もそれとは別にあると思っています。

公契約条例を導入するに当たって、各界からご意見いただいて、できる限りのことを反映するという中で、事業者の皆さんの負担はできるだけ少なくということで、このような条例になっています。労働条件報告書を提出するということで、賃金台帳まで確認しませんよということにしておりますので、そういった条例を制定してきた経緯も含めまして、区の負担ももちろんなのですが、事業者さんの負担にもなってしまうと考えております。

## ○沼田会長

そのほか、意見はございますか。

軽作業に公園の草むしりとか、水まきとかというのも入って

おりますね。それ以外の軽作業と結構差があるなという印象で す。

品質管理のための試験の手伝いというのと草むしりは、何で一緒になって同じグループに入っているんだろうというぐらいに、ちょっと違和感あります。軽と言いながら結構何でも入っているみたいな印象がありますね。

これについては、江藤委員の提案を受けて検討するといたしますか。次回、その検討のプロセスを教えてもらうとしますか。

○事務局(千田契約管財課長)

江藤委員のご提案については、委員の皆さんからのご意見も 勘案しまして、また事務局のほうで考えたいと思います。

○沼田会長

では、そういうことで一旦、この件はここまでとして、そのほかに、何かございますか。

○伊藤委員

委託契約の労働報酬下限額の件で説明させていただきます。 最初、課長から説明がありまして、北区に関しては昨年1,1 91円というところで決着しましたが、11区の計算をしてみ て、労働報酬下限額の平均が1,250円ぐらいだと思います。 それでいくと、今一番低い額にいるわけですから、その平均に は追いついていないというところです。

それで、東京都の最低賃金が1,113円から1,163円に上がって、率でいくと4.3%ぐらいというところです。単純にその1,191円に4.3%を掛けると大体1,241円ぐらいというところです。ただ、これでもさっきの平均賃金に追いついていないわけですね。9円ぐらい足りないわけです。あと、前年度の北区の1,191円で率で見ると3.7%でした。これでいくともっと下がってしまうというところです。

今、物価も上がっていますし、いろんなことの面で賃金というのは上がってきてはいるんですが、物価高騰で追いつかないということが見えています。

法人のハローワークの部分なんですが、そこで見ると2024年3月時点で、これは平均なんですけれども、王子で上限が既に1,366円で、下限が1,248円になっています。下限だと11区の平均よりも2円ぐらい下なんです。今度また2025年3月になるとそれ以上金額が上がってくると思うんです。

最終的に理想的なのは、会長が言われていた1,300円台

です。実際、私もこの間、ほかの審議会の傍聴とか見てきて、 先ほど名前が出ていた中野区が1,380円ぐらいで今出ています。それと、隣の杉並区、これは決定したわけではないですけれども、これも1,380円以上が出るということが見えています。そういうことから勘案しても、1,200円台だとしても1,200円の後半を私は希望したいと思っています。

○沼田会長

北区の下限額が、去年は23区の下限額の下限額だったということだと思います。非常に残念です。

○山本委員

事務局にお聞きしたいんですが、今の話というのは北区の報酬下限額は令和5年度がそもそも低かったのか、令和6年度の上げ方がほかより低かったのか、そこら辺は分かるんですか。

○事務局(千田契約管財課長)

令和5年度の北区の労働報酬下限額は、公契約条例を制定している区の中では真ん中ぐらいでした。

北区の上昇率は前回のお話のとおり、そこそこいい上げ方かなとは思いましたが、ほかの区がもっと上げたと事務局としては思っています。

○山本委員

去年、Ⅲ類の初任給上昇の、たしか率か何かに換算して上げたんですけれども、ほかの区が何を基準に上げたかは分かりますか。

○事務局(千田契約管財課長)

ホームページで公開されている他区の審議会の議事録で確認したものですが、例えば中野区は会計年度任用職員の用務業務系の単価に人事院勧告の上昇率を掛けたものになっています。これが上昇率自体は3.89%だったんですけども、元の現業系の単価が1,200円位だったということで、1,310円になっています。

ほかの区では、杉並区も用務の職員の号給を使っているということで、北区の場合は事務補助の単価を使っているので低い額になっております。

ただ、ほかの区では対象としている業務自体が業務系だったり、全部の委託としていないところもあるので、その辺は各区の状況があると思っています。

北区につきましては、先ほどの資料の中で説明しましたとおり、業務によって分けておらず、予定価格で2,000万以上

の委託は全部対象ということにしています。実際に、その他業務が一番多く、いろいろな業務が特定公契約の対象になっており、事務的な仕事もありますので、事務補助の単価ということでやらせてもらっています。

#### ○伊藤委員

北区の場合、会計年度任用職員には事務補助、福祉補助というのがあります。その他衛生監視員補助などいろいろありますが、事務補助が1,191円、福祉補助が1,200円となっています。この部分がどういうことかというのを知りたいのと、衛生監視員補助から看護師補助というのはもう1,600円台になっていて事務補助になるとやっぱり1,191円、清掃作業補助というのがあって、これは日給で出ていますが、1時間あたりにすると1,354円くらいになっています。できれば、この清掃作業補助ぐらいのところの額を取って問題ないものかということをお尋ねします。

#### ○事務局(千田契約管財課長)

その差につきましては、業務の内容によって単価が違うというところもありますし、民間も含めた同じような業務の賃金等を考えて、その単価を設定しているのだとに理解しております。

その中であくまでも労働報酬下限額、一番下の額を設定する ということなので、事務的な仕事も委託の中に入って、そうい う意味では一番低いところを採用させていただいております。

労働報酬下限額を来年度幾らにするかということにつきまして、まだ来年度の会計年度任用職員の単価が幾らになるかというところが見えない状況でして、区の中で検討しているところとなっています。

それがどれくらいになるかというところはありますけども、それも含めて、会計年度任用職員や最低賃金等を勘案するとなっています。最低賃金は東京都で約4.5%上がって、50円上がっています。物価上昇は2%ぐらいですが、人事委員会勧告は2.89%の増でした。この人事委員会勧告の2.89%は初任給、若年層に重点を置くということなので、初任給3Ⅲの額が23,900円増と書いてあります。去年はたしか6,000円増だったと思いますので、それから比べるとさらに増えている額になっています。こういうところが勘案されて、どこまで会計年度任用職員の額が上がっていくのか見ていくところになります。

ただ、これはかなりの引上額で、業務委託の話だけではなくて、会計年度任用職員も北区で1,000人ぐらいいますので、財政への影響も大きく、すぐに結論が出ないというような状況と聞いております。

○沼田会長

それ最初に言ったことなんですけど、公共サービスを手厚くすると負担も増えることにつながるのではないかと思います。つまり労働報酬下限額が上がるというのは税負担が上がることにもなりかねないという一方で、そういう何かバランスの問題もあるなと思います。だから下げたほうがいいというのは夢にも思っていませんけども、そのバランスをどうやって取っていくかというのが、この知恵の出しどころかなと思います。

○伊藤委員

会計年度任用職員なんですけれども、期末手当、勤勉手当の 支給があるということですが、労働報酬下限額についてはそれ が適用されていないので、その辺も勘案していただきたいと考 えます。

○江藤委員

今までの発言の中で、もちろん税の負担というところもあるかと思うんですけど、もう一つ、会長がおっしゃっていたワーキングプアのところも考慮するべきではないかなと思っております。

今の物価上昇や今次年度の最賃の上がり具合を考えても1, 300円以上の数字というのは必要ではないかと思います。

例えばお一人で子どもを育てている方とか、会計年度任用職員さんでいらっしゃるかもしれません。そう考えたときには、やはりもう少し手厚くすべきではないかなと思います。私の感想としてはそういったものを目指していくべきではないかと思っております。

○事務局(千田契約管財課長)

今、私のほうから具体的な額については申し上げられませんけれども、今回の人勧での引上額、それからほかの区の状況ですね。先ほど皆さんからもご意見がありましたように1,200幾ら以上になっていて、1,300円の区もある中で、ほかの区も恐らく来年度は上げてくるということであれば、1,300円を超えてくることは想像できるかなと思います。そういった中で北区がどのようにしていくのかというのは、会計年度任用職員の報酬が幾らなのかというのを見ないといけないと

思っているんですけども、ほかの区の状況も見ながら、労働報 酬下限額について考えていきたいと思っております。 一番下にはならない。真ん中ぐらいにいると無難だと思いま ○沼田会長 す。 決定のタイミングというのは、この区は早いんですか、違う 区と比べて。 ○事務局(千田契約管財課長) ほぼ同じだと思います。どこの区も予算の関係があるので、 12月には委託の額を決めないとその後の予算が立てられな いと思います。大体12月には決まると思います。 ○沼田会長 違う区を見ながら決めるというのはできないわけですね。 ○事務局(千田契約管財課長) なかなかそれは難しいと思います。できるだけ状況は確認し ながらですが、一方で北区は北区の状況があると思っていま す。ハローワークの資料でお示しのとおり、やはり都心と比べ れば平均賃金は少ない状況です。 同じ東京といっても地域によって事情は違うだろうから、一 ○沼田会長 律にする必要は特にないと思っています。 ○事務局(千田契約管財課長) あとは対象となる業務をある程度制約しているのか、全部な のかというところもありますし、そういった状況も含めて、事 務局としては案を考えていきたいと思っています。 ○沼田会長 そのほか何かございますか。大丈夫ですか。 (なし) ○沼田会長 では、次へ行きます。 報酬下限額の設定の基本的な考え方とか枠組みというのは、 前年、基本的な枠組みや考え方を前提に区長に答申いたしまし た。今年度も同じように今年度の基本的な枠組みと考え方を基 にして設定し、区長に答申することでいかがでしょうか。

これは金額に直接響かない話なので、設定の方法についての

基本的な考え方と枠組みだけの話です。よろしいですか。

# (異議なし) では、議題3については、本日はここまでにいたします。各 ○沼田会長 委員に持ち帰っていただいて、次回はまた改めて意見を伺いま して、審議会としてまとめに持っていきたいと考えておりま 審議会としてまとめるために、事務局として具体的な提案を ぜひ去年と同じように金額も含めてお願いしたいと思ってお ります。 事務局からの報告事項に移りたいと思います。お願いしま す。 ○事務局(千田契約管財課長) 資料の11をご覧いただければと思います。区内事業者の受 注状況についてというところです。 工事の案件になりますけども、公契約条例の基本報酬を踏ま えまして、区内業者優先ということを確認しております。 過去4年間の実績です。 令和5年度、令和4年度に比べると若干区外が増えている状 況はありますけども、基本的には8割前後は区内の事業者が請 け負っていただいているという状況になっております。 区外の案件につきましては、主にエレベーターの工事など、 区内に業者がいないというようなものだったり、設計で区外業 者が入っているのもありますが、区内業者で受けられるものは 区内に発注していると思っております。 今の説明に何か質疑はございますか。 ○沼田会長 (なし) ○沼田会長 では、報告事項1については、ここまでといたします。 次、事務局の連絡事項です。お願いします。 ○事務局(千田契約管財課長) (事務局より連絡事項) ○沼田会長 公契約条例が区議会でも話題になったと聞いております。労 働報酬下限額を下回った例かと思うんですけども、それぐらい 結構注目されているようで、特に労働報酬下限額が一番下にな

ったので、なおさら注目されていると思います。

今年度どういう答申になるのかというのも、区だけではなく て区の外も見ていると思いますので、ぜひ忌憚のない意見を言 いながらも的確な金額に収めていくように協力をお願いした いと思います。

では、以上をもちまして、令和6年度第1回北区公契約審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。